

附則  
 (事業振興部の所掌事務の特例)  
 第四条 (略)  
 (削る)

附則  
 (事業振興部の所掌事務の特例)  
 2 事業振興部は、第二条各号及び前項に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。  
 (事業振興部都市住宅課の所掌事務の特例)  
 第七条の二 事業振興部都市住宅課は、第三十四条各号に掲げる事務のほか、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間、同法附則第四条の規定による認定の申請の受理に関する事務をつかさどる。

附則  
 (施行期日)  
 第一条 この省令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、同年七月一日から施行する。  
 (準備行為)

第二条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」という。)附則第三条第三項及び第四項の規定による残置物処理等業務規程の認可の申請及びその認可、改正法附則第四条の規定による認定の申請並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、この省令の施行前においても、第一条による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第三十条第二号、第三十一条、第三十四条、第三十五条並びに第四十五条第一項第一号(改正法による改正後の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第七十二条第二項の規定による申請書の受理に限る)、第七号及び第八号の規定の例により行うことができる。  
 (住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)  
 第三条 この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○内閣府告示第百一号  
 災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和七年法律第五十一号)の施行に伴い、及び災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成二十五年内閣府告示第二百二十八号)の一部を次のように改正する。  
 令和七年六月二十四日  
 内閣総理大臣臨時代理  
 国務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(避難所及び応急仮設住宅の供与)<br/> <b>第二条</b> 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。<br/>           一 避難所<br/>           [イ]ハ 略<br/>           二 法第二条第二項に基づき、福祉避難所(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させるものであつて、災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)第二十条の六第一号から第五号までに定める基準に適合する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。</p> | <p>(避難所及び応急仮設住宅の供与)<br/> <b>第二条</b> 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。<br/>           一 避難所<br/>           [イ]ハ 同上<br/>           二 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。</p> |

[ホ・ハ 略]

[ホ・ハ 同上]

## 二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

## イ 建設型応急住宅

〔1〕～〔3〕 略

〔4〕 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

〔5〕～〔7〕 略

## ロ 「略」

（福祉サービスの提供）

**第七条** 法第四条第一項第六号の福祉サービスの提供は、次の各号の定めるところにより行うこととする。

- 一 災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するものであること。
- 二 都道府県知事等（法第三条に規定する「都道府県知事等」をいう。第十五条第一号イにおいて同じ。）又は災害発生市町村等（法第十一条に規定する「災害発生市町村等」をいう。）の長からの要請を受けて行うものであること。

三 次の範囲内において行うこと。

イ 災害時要配慮者に関する情報の把握

ロ 災害時要配慮者からの相談対応

ハ 災害時要配慮者に対する避難生活上の支援

ニ 災害時要配慮者の避難所への誘導

ホ 福祉避難所の設置（法第二条第二項に基づき設置する場合を除く。）

- 四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからニまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ホの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。
- 五 福祉サービスの提供を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被災した住宅の応急修理）

**第八条** 法第四条第一項第七号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 略〕

## 二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

## イ 建設型応急住宅

〔1〕～〔3〕 同上

〔4〕 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

〔5〕～〔7〕 同上

## ロ 「同上」

〔条を加える。〕

（被災した住宅の応急修理）

**第七条** 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

〔一・二 同上〕

(生業に必要な資金の貸与)

第九条 法第四条第一項第八号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 一五 略

(学用品の給与)

第十条 法第四条第一項第九号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 一四 略

(埋葬)

第十一条 法第四条第一項第十号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 一四 略

(死体の搜索及び処理)

第十二条 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 一二 略

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十三条 法第四条第一項第十一号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 一三 略

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十四条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

一 一八 略

二 福祉サービスの提供

ホ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ヘ 一七 略

二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 一六 略

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 一五 同上

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 一四 同上

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 一四 同上

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 一二 同上

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 一三 同上

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

一 一八 同上

二 一の細分を加える。

二 飲料水の供給

ホ 一七 同上

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 一七 同上

(実費弁償)

第十五条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 令第四条第一号から第五号までに規定する者
- イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

〔ロ・ハ 略〕

- 二 令第四条第六号から第十一号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

- 三 法第八条第四項の実費弁償は、救助の種類ごとに、第二条から第十四条までに定めるところにより行うこととする。

(救助事務費)

第十六条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

〔一・二 略〕

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十四条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び前条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この告示は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行する。

○総務省告示第二百二十号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第百七十九号（特例控除対象寄附金の対象となる都道府県の指定に係る基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十四日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 令第四条第一号から第四号までに規定する者
- イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

〔ロ・ハ 同上〕

- 二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

〔写を加える。〕

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

〔一・二 同上〕

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く）の合計額をいう。

|  | 改正後  | 改正前  |
|--|--|--|
|  | <p>(募集の適正な実施に係る基準)</p> <p>第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号、第二号及び第二号の二（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）</p> | <p>(募集の適正な実施に係る基準)</p> <p>第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、第一号及び第二号（地方団体が食品（食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第二条第一項に規定する食品をいう。以下同じ。）を法第三十七</p> |